

介護保険料高いよね

市政懇談会で不満よせられる

5月11日午後、川村議員宅で行った市政懇談会には、7人の方が訪れ市政や市議会の状況など4時間半(午後1時半〜4時の予定が、午後1時〜5時半で実施)訪問者が途切れることなく懇談が続きました。

「年金暮らしとなつて収入が減っているのに、介護保険料は現役のは不自然だ」というのは自然な庶民感覚だと思えます。

ほかに、相続、下水道工事などの相談もありました。近いうちにまた開きたいと思えます。

以前から必要性を感じ「とにかく始めることが大切では」との周囲の励ましもあり、初めて開いたものですが、思いのほか盛況で休憩する暇ありませんでした。

平日の午後というところもあり来訪者は高齢者が多く、介護保険料が高くなったという話題ではじまりました。国の制度としての問題点、全国市長会からも出されている国への要望(下の記事もお読みください)、市議会で状況などをお話し、自衛手段としてジェネリック医薬品を紹介するなど幅広い内容になりました。



市議会役員人事決まる

5月17日に開催された尾張旭市臨時議会で市議会の新役員人事が決まりました。

また、創新クラブに所属していた森下、坂江2氏があさひ21に会派を移りました。(新しい会派構成については裏面の表をご参照ください。)

- 議長 渡辺 欣聖 (市民ク)
- 副議長 森 和実 (平成ク)
- 監査委員 良知 静夫 (公明党)

- 議会運営委員会
委員長 水野 義則 (市民ク)
副委員長 相羽 晴光 (あさひ21)

- 総務委員会
委員長 谷口 マスラオ (創新ク)
副委員長 川村 剛 (共産党)

- 建設経済委員会
委員長 若杉 たかし (平成ク)
副委員長 早川 八郎 (市民ク)

- 民生文教委員会
委員長 岩橋 盛文 (あさひ21)
副委員長 大島 もえ (市民ク)

- 市議会だより編集委員会
委員長 山下 幹雄 (創新ク)
副委員長 大島 もえ (市民ク)

国が原則通り負担すれば、年額6500円介護保険料は安くなる

介護保険の財源は、公費50%、保険料50%の負担割合を原則にして決まります。

このうち高齢者(1号被保険者)の保険料の負担割合は19%、国の負担分は25%ですが、実際には、国負担分の5%が調整交付金として各市町村に配分されるため、75歳以上の後期高齢者の割合や高齢者の所得構成によつて2つの割合が変化します。一般的に都市部のほうが国からの負担分が低くなり、尾張旭市での国負担割合は現在21.74%で年々減少しています。国の負担分を削つて不足する3.26%分は、1号被保険者(65歳以上)の保険料で賄うため、尾張旭の高齢者の負担率は(19+3.26)で、22.26%となります。これは、全国的な調整のための費用を高齢者だけに負担させるもので矛盾点の1つです。

国が25%の負担を守り、尾張旭市に払っていれば、約8500万円の収入増になり、当市の高齢者人口1万3035人(06年4月末)で割ると、一人あたり約6521円です。年額平均で、当市の介護保険料がこれだけ安くなります。

「国は決められた分を負担しろ」と言っているのは私たちだけでなく、3月23日に東京で開かれた介護保険運営懇談会で、大阪・守口市長(喜多洋三氏)は「本来(調整交付金を除いて)給付費の25%を国がもつというのが大原則だったはず」と発言しています。

高齢者にだけ、調整部分の負担を担わせるのは自治体単独で考えてもおかしく、調整部分を全体で負担するように、一般会計から介護保険特別会計への繰入増加を党市議団は求めています。

(川村議員による試算)

5月臨時議会

賛否の分かれた議案などに対する各議員の態度

○：賛成 ×：反対

※議長は採決に加わりません。

| 議案などの名称 | 会派 | 市民クラブ | | | | | | | あさひ21 | | | | | 平成クラブ | | | | 公明党 | | | 創新クラブ | | | | |
|---|-------|-------|------|------|-------|------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|------|-----|-----|-----|------|-------|-------|------|------|--------|------|
| | 日本共産党 | 川村剛 | 塚本美幸 | 大島もえ | ※佐藤信幸 | 早川八郎 | 水野利彦 | 水野義則 | 渡辺欣聖 | 相羽晴光 | 伊藤憲男 | 岩橋盛文 | 斉場洋治 | 坂成章演 | 森下政己 | 服部勝 | 原淳磨 | 森和実 | 行本聖一 | 若杉たかし | 伊藤恵理子 | 丹羽栄子 | 良知静夫 | 谷口マスラオ | 山下幹雄 |
| 承認第1号 尾張旭市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて | × | × | ○ | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 承認第2号 尾張旭市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて | × | × | ○ | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第43号議案 尾張旭市市税条例の一部改正について | × | × | ○ | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

解説

承認第2号については塚本議員が反対討論を行いました。消防団員の待遇を後退させるものです。

承認第1号 尾張旭市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて (反対討論 川村議員)

- ①個人市民税の非課税限度額が均等割で9000円、所得割で3万円引き下げる。これにより課税対象者が増加する。つまり、低所得層への課税の強化がはかられる。「格差の拡大が指摘される中で、非課税限度額を引き下げることで、つまり低所得層への課税強化が意味するところは、さらなる格差の拡大を容認するものだと判断でき、税制度の基本的な考え方が疑われ」るものとして反対。
- ②固定資産税の負担調整措置が変更され、これまでの制度であれば2.5%の上昇で済んでいた固定資産税の上昇率は5%になる。上昇率が下がる範囲も、改正内容で示されているが、当市には上昇率が下がる地域は皆無で、課税強化の影響しかない。(06年4月1日施行)

第43号議案 尾張旭市 市税条例の一部改正

(反対討論 川村議員)

(賛成討論 平成クラブ 森議員)

税源移譲に伴う税率構造の見直しとして、所得税率の変更とセットで行うもの。(左図参照)

政府の説明では「今回の税率構造見直しの前後で所得税・個人住民税合計の税負担を増加させない」というが、実際には、所得税と住民税の人的控除の違いから、住民税課税所得で700万円を超える階層には、総額で約65億円程度の減税効果を生み出し、一方200万円以下の階層では、生命保険料控除、損害保険料控除などの差には措置が取られないため、わずかに負担増となる。逆累進性のある内容。税制度は、格差の拡大を防ぎ、安定した社会を築いてゆく上でも、直接税中心、総合・累進、生計費非課税を原則に考えるべきで、今回の内容は逆方向。(主には07年4月1日施行)